

くらしの情報

募集

8月の長崎取材する 親子記者

原爆の被害や平和の大切さを学び、新聞を作ります。事前課題あり。
日時 8月8日(土)～11日(火・祝)
対象 小学4～6年生とその保護者
定員 全国で9組(抽選)
料金 旅費・宿泊費は主催者が負担
申込 メールまたは郵送
締切 5月11日(月)必着
問申 日本非核宣言自治体協議会事務局(長崎市平和推進課内)
☎ (095)844-9923
✉ info@nucfreejapan.com

慰霊巡拝 (厚生労働省主催)

旧主要な戦地となった陸上や遺骨収集の望めない海上での戦没者などを対象に、遺族代表による慰霊巡拝を行っています。
対象 慰霊巡拝の予定地域での戦没者の遺族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者・孫・おい・めい)
 ※参加者経費負担あり(一部補助)
 予定地域/東部ニューギニア、北ボルネオ、インド、ギルバート諸島、ウズベキスタン、フィリピン、ビスマーク諸島、中国東北地方(旧満州地区全域)、硫黄島
 ※申し込み方法などはお問い合わせください
問合 地域共生推進課
☎ (082)420-0932

二十歳のつどい 一緒につくりませんか

令和9年1月11日(月・祝)に実施する「令和8年度二十歳のつどい」で、誓いの言葉や式典の運営などをします。
対象 令和8年4月1日時点で18～22歳の人
申込 ウェブ
締切 8月31日(月)
問合 青少年育成課
☎ (082)420-0929

森づくり事業に 取り組みませんか

里山林の除間伐・植栽、地域の森林整備ボランティア活動、森林・林業の体験活動、地域緑化・植樹活動など。
 市森づくり協議会が、事業効果などの確認を行い、助成額を決定します。
対象 市内の森林の土地所有者または森林などへの取り組みを行う団体など
申込 申請書(農林水産課で配布。市ホームページからもダウンロード可)と添付書類を提出
締切 4月22日(水)
問申 農林水産課
☎ (082)420-0939

お知らせ

4月1日から、はじめに 開設する避難所を変更します

【川上地区】
 変更前/川上小学校体育館
 変更後/磯松中学校体育館
問合 危機管理課
☎ (082)420-0400

市民協働のまちづくり活動応援 補助金(チャレンジ支援枠)

令和8年度に実施する地域の課題解決や魅力向上など、市民協働のまちづくりにつながる活動の提案を募集します。

補助上限額	補助率
5万円	補助対象経費の10分の10以内

受付 4月1日(水)から
申込 郵送または持参
 ※募集要項などは地域づくり推進課、市ホームページから確認できます
 ※予算額に達し次第、終了します
問申 地域づくり推進課
☎ (082)420-0924

高齢者のための迷惑電話 防止機器購入費補助金

電話勧誘をきっかけとした消費者トラブルを防ぐため、迷惑電話を防止する機能を有する固定電話機などの購入費の一部を助成します。
対象 市内に住所を有する65歳以上の人のみで構成される世帯に属する人(市税に滞納がないこと)
 補助率/購入経費の2分の1以内(上限額1台1万円)
申込 電話機を購入・設置した後に、申請書(市民生活課および各支所地域振興課で配布。市ホームページからもダウンロード可)に必要書類を添付して提出
締切 令和9年3月31日(水)
 ※予算額に達し次第、終了します
問申 市民生活課
☎ (082)420-0922

センチピードグラスと シバザクラの植栽の補助

対象 ①500㎡以上の農地のり面に植栽を行う農業者と農業者団体
 ②200㎡以上の農道、水路等農業用公共施設のり面に植栽を行う場合
 補助金額/個人申請は、対象経費の2分の1(上限50万円)
 共同申請は、対象経費の3分の2(上限90万円)
 ※補助の対象とならない経費があります。事前にご相談ください
 ※施工前に申請が必要です
問申 農林水産課
☎ (082)420-0939

有害鳥獣防護さく設置の補助

対象 次の全てを満たす人
 ①市内の農地や林地に防護さくの設置を検討している
 ②農業または林業を営んでいる
 ③市税の滞納がない
 補助対象基準

・電気さく/200m以上設置(共同の場合は1,000m以上)
 ※電導線:2段以上、総延長400m以上、電圧:6V以上12V以下
 ・トタンさく:50m以上設置(共同の場合は250m以上)
 ※トタン:亜鉛波板鉄板
 ・ネットさく/50m以上(共同の場合は250m以上)
 ※ネット:ナイロン製または金属製、網目15cm以下、高さ1m以上
 補助金額/個人申請は、対象経費の2分の1(上限5万円)
 共同申請は、対象経費の3分の2(上限25万円)
 ※補助の対象とならない経費があります。事前にご相談ください
 ※購入前に申請が必要です
問申 農林水産課
☎ (082)420-0939

たい肥の購入費の補助

販売目的の米や園芸作物生産のためのたい肥購入経費を補助します。下水汚泥を資源とし、堆肥化させたものも補助対象です。
対象 農業者と農業団体
 補助金額/購入経費の2分の1以内(限度額20万円、1トン当たり1,500円が上限)
 ※認定農業者、認定新規就農者、地域グループ営農団体は、限度額50万円。1トン当たり3,500円が上限
申込 申請書(市ホームページからダウンロード可)と添付書類を提出
 ※購入前に申請が必要です
問申 農林水産課
☎ (082)420-0939

東広島市人材育成等支援 事業補助金

中小企業などが従業員の人材育成を目的とした取り組みに要した費用の一部を支援します。

区分	補助率・上限	対象経費
研修・セミナー等参加型	補助率:2分の1 上限:15万円 ※受講者1人当たり5万円まで	受験料、受講料、研修参加費用など
外部人材活用型	補助率:2分の1 上限:20万円	講師謝金・交通費、報酬、施設・設備借上費、委託費など

※各区分とも女性活躍応援枠を適用の場合は補助率3分の2
受付 4月1日(水)～令和9年2月26日(金)
申込 郵送または持参、メール
問申 産業振興課
☎ (082)420-0921
✉ hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp

第3弾東広島市物価高騰対応 チャレンジ応援補助金

事業者が自ら策定した事業計画に基づき実施する取り組みに要する経費の一部を補助します。

対象事業	補助率・上限
効率化・生産性向上設備導入枠	補助率:3分の2 上限:90万円
省エネ設備更新枠	補助率:3分の2 上限:50万円
LED照明設備導入枠	補助率:2分の1 上限:50万円

※国が実施するパートナーシップ構築宣言への登録が必須です
受付 4月20日(月)～5月8日(金)
 ※申請件数が予算を超過した場合、抽選により審査順を決定し、要件審査により採択者を決定します
申込 東広島商工会議所、黒瀬商工会、広島県央商工会、安芸津町商工会へ申請
問合 産業振興課
☎ (082)420-0921

がけ地近接等危険住宅移転事業 (令和9年度事業の予算措置に 向けた募集)

土砂災害特別警戒区域等の危険な区域から安全な場所へ移転する人に、補助金を交付します。
 ※予算措置のための募集であり、補助金の交付を確約するものではありません
対象 次の区域に指定される前から建てられている住宅に居住している人で、当該住宅を除却し、安全な場所に移転する人
 ・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
 ・災害危険区域
 ・がけ条例等の規制区域
締切 10月30日(金)
問申 住宅課
☎ (082)420-0946

東広島市し尿・浄化槽汚泥収集運搬事業補助金を延長します

安芸津地区の浄化槽等利用者の収集運搬料金に関する補助金を、次のとおり2年間延長します。この補助金は市から直接収集運搬許可業者に交付するため、個別の交付申請などは不要です。

期間	補助金額
令和7年度まで	4円/L
令和8年度	2円/L
令和9年度	1円/L

※し尿処理施設の統廃合による収集運搬経路の延伸に伴い、安芸津地区の浄化槽等利用者の収集運搬料金が急増したため、令和3年10月から、緩和措置を行っています

問合せ 廃棄物対策課
☎(082)420-0926

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付制度

野良猫対策として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費を助成します。※予算額に達し次第、終了します

問合せ 生活衛生課
☎(082)422-1048



商品車の軽自動車税(種別割)課税免除

自動車販売業者が商品として保有し、使用していない車両に係る軽自動車税(種別割)は免除できます。**受付** 4月1日(水)～7日(火)必着**申込** 申請書、古物商の許可証の写し、古物台帳の写し、自動車検査証または自動車検査証記録事項の写し(車両ごと)、車両の写真を持参または郵送

問合せ 市民税課
☎(082)420-0910



小型浄化槽の設置補助金制度

問合せ 生活衛生課 ☎(082)422-1048

住宅に設置しているみなし(単独)浄化槽またはくみ取り便所を廃止し、同一敷地内に小型浄化槽を設置する人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

設置場所が人口減少地域内の場合、最大10万円の加算があります。要件や補助対象区域、申込方法などの詳細は、お問い合わせください。

※二次元コードは4月1日(水)から有効



人槽区分	補助金額	建築条件
5人槽	332,000円	延床面積が130㎡以下の場合
7人槽	414,000円	延床面積が130㎡を超える場合
10人槽	548,000円	風呂・台所がどちらも2か所以上ある場合

※みなし(単独)浄化槽を全て撤去する場合は、撤去工事費用分(上限15万円)を加算することができます(雨水貯蓄槽に転換し再利用する場合は12万円)

※くみ取り便槽を全て撤去する場合は、撤去工事費用分(上限12万円×撤去基数)を加算することができます

※小型浄化槽を設置する場合は、宅内配管工事費用分(上限33万円)を加算することができます

木造住宅の耐震診断

対象 次の全てを満たす建物

- 昭和56年5月31日以前に着工の地階を除く階数が2以下の戸建木造住宅(併用住宅の住宅部分が延べ面積の2分の1以上のものを含む)
- 賃貸住宅でない
- 所有者などの居住用で、居住実態がある
- 市税の滞納がない
- 違反建築物でない
- 土砂災害特別警戒区域外にある

料金 自己負担金1万円

申込 申込書(住宅課、各支所・出張所で配布。市ホームページからもダウンロード可)と必要書類を提出

締切 6月30日(火)

問合せ 住宅課

☎(082)420-0946



エスポワール(男女共同参画推進室)が移転します

3月31日(火)まで/サンスクエア2階

4月1日(水)から/市役所本館1階

人権男女共同参画課内

問合せ 人権男女共同参画課

☎(082)420-0927

エスポワール
☎(082)424-3833(変更なし)

善意をありがとうございます

市立美術館に美術品を寄贈
朝川 照雄様、宇佐美 雅浩様、加藤 蒔子様、佐藤 陽子氏遺贈、長沼 正夫様(順不同)

問合せ 文化課

☎(082)420-0977

空家対策事業費補助金をご利用ください

問合せ 住宅課 ☎(082)420-0946



事業名	対象者	補助対象経費	補助率(額)
空家住宅等改修支援	自ら居住するために空き家を購入または賃借する人	市空き家バンクへ登録済みの空き家のリフォーム経費	補助率/補助対象経費の3分の1 限度額/50万円 人口減少地域は、さらに30万円上乗せ
空家住宅等家財撤去支援	・空き家の所有者 ・空き家を購入または賃借する人	市空き家バンクへ登録済みの空き家の家財撤去経費	補助率/補助経費の額または延べ床面積に応じた算定額による 限度額/100㎡未満10万円 100㎡以上最大15万円
老朽危険空家住宅等解体・除却支援	・空き家の所有者 ・法定相続人 ・所有者から同意を得た人	放置することで倒壊するなど、周辺へ危険を及ぼす恐れのある空き家の解体除却などの経費	補助率/補助経費の3分の1 限度額/50万円
人口減少地域移住等住宅改修支援	人口減少地域に移住する人のうち、子育て世帯または若年夫婦世帯、婚姻予定の人	親世帯と新たに同居するための住宅や、移住のために取得した中古住宅に対して行うリフォームの経費	補助率/補助対象経費の3分の1 限度額/30万円

固定資産税に関する証明の発行

問合せ 資産税課 ☎(082)420-0911



証明書の種類	概要
名寄帳兼(補充)課税台帳	所有する土地および家屋の所在・用途・面積・評価額などを記載
評価証明書	指定された土地および家屋の所在・用途・面積・評価額などを記載
公課証明書	評価証明書の記載内容に加えて、課税標準額・税相当額などを記載
課税証明書	所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計、固定資産全ての課税標準額の合計および年税額などが記載されたもの
住宅用家屋証明書	登記手続きにかかる登録免許税の軽減を受けるために必要な書類

持参 本人確認ができるもの(マイナンバーカードなど)

窓口に来る人	必要なもの
本人(同居の家族)	マイナンバーカードなど
相続人	戸籍謄本など相続関係が分かるもの
代理人	委任状
法人	代表者印または代表者印を押印した委任状
借地借家人	賃貸借契約書など

土地や家屋の課税台帳などを確認できます

問合せ 資産税課 ☎(082)420-0911

日時 4月1日(水)～30日(木)

※土日・祝日を除く

場所 資産税課、各支所・出張所

持参 本人確認ができるもの(マイナンバーカードなど)



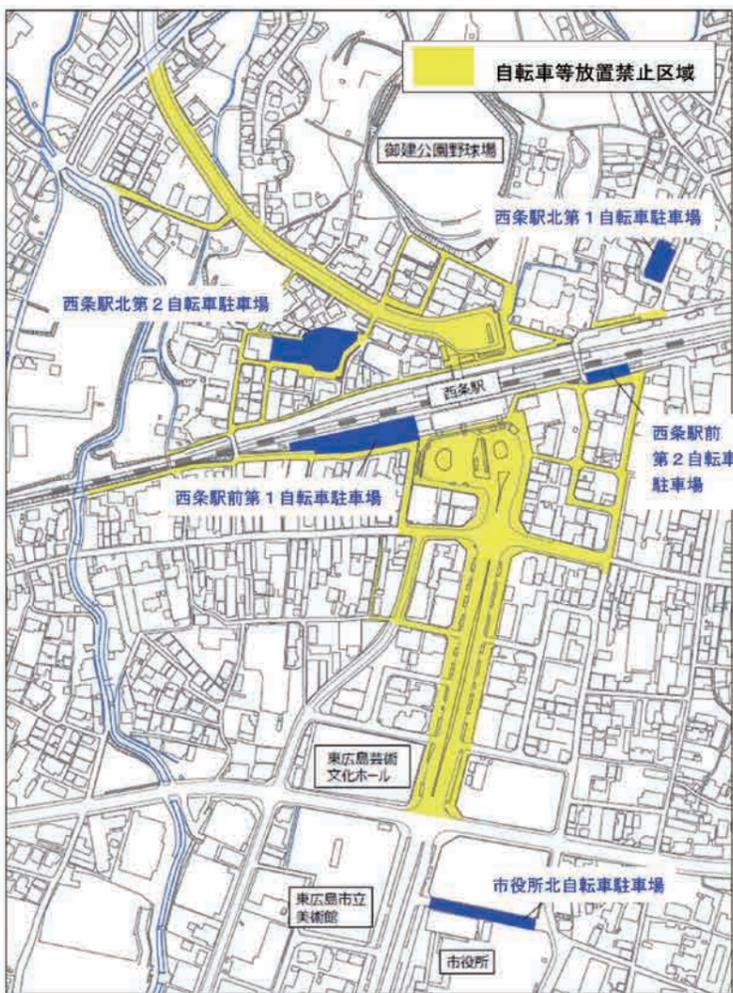
内容	縦覧または閲覧できる人
土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	・納税者または同居の家族 ・納税者からの委任状を持参した人 ・代表者印または委任状を持参した人(法人の場合)
固定資産課税台帳の閲覧	・納税義務者または同居の家族 ・納税義務者の委任状を持参した人 ・代表者印または委任状を持参した人(法人の場合) ・借地人、借家人等賃借権その他の使用または収益を目的とする権利を有し、契約書などの写しを持参した人



西条駅周辺での自転車などの放置は禁止しています

問合せ 建設管理課 ☎(082) 420-0961

放置禁止区域内に放置された自転車・バイクは撤去します。撤去した自転車・バイクを返還する際は、移動料を徴収します。移動料/自転車1,650円、バイク2,200円 青色の市営自転車駐車場をご利用ください。



4～5月連休中の一般廃棄物処理施設・し尿収集 営業日

問合せ 廃棄物対策課 ☎(082) 420-0926

Table with columns for facility name and dates from 4/26 to 5/6, indicating operating status (O for open, blank for closed).

※し尿などのくみ取りは余裕をもって依頼してください ※急な依頼には対応できない場合があります ※「O」は開場(営業)日、「休」は休場(休業)日です

ハラスメント対策・女性活躍推進改正

4月1日(水)から従業員101人以上の企業は、男女間賃金差異と女性管理職比率の情報公表が義務となります。

また10月1日(木)から、カスタマーハラスメントや求職者などに対するセクハラを防止するため、雇用管理上の措置を講じることが事業主の義務となります。

問合せ 広島労働局雇用環境・均等室 (担当/塚越、後藤) ☎(082) 221-9247

公害防止関係法令に基づく届け出

工場や事業場の管理者は、次の場合に届け出が必要です。

- ・公害防止関係法令に規定のある施設を設置する場合
・既に設置した施設の廃止や届け出内容の変更をする場合
・代表者を変更する場合

問合せ 生活衛生課 ☎(082) 422-1048



道路の異常や倒木・倒竹を見かけたら情報提供を

問合せ 維持課 ☎(082) 420-0949



舗装のはがれや倒木・倒竹など道路の異常を見かけた場合は、市公式LINEから利用できる市民投稿サービスでの通報にご協力ください。

○道路の陥没や舗装のはがれ

見つけた際は市へ通報し、緊急性が高い場合は電話でご連絡ください。

○木や竹の道路へのせり出し

土地所有者は適正な管理をお願いします。道路の通行に支障が出ている場合は、市が対応することもあります。



(通報の流れ)

- ①市公式LINEメニューから「道路・公園など不具合報告」ボタンを選択
②案内に従って事象の発生内容を投稿
※利用するには、市民ポータルサイトへの登録が必要です

国民年金保険料の納付

問合せ 国民年金事務所 ☎(0823) 22-1691 国保年金課 ☎(082) 420-0933



令和8年度の国民年金保険料は、月額17,920円です。毎月の保険料は、翌月の末日までに納めてください。保険料は、2年を過ぎると納めることができなくなります。

納付方法/納付書、口座振替、クレジットカード、スマートフォンアプリ ※国民年金保険料は、まとめて前納すると割引があります。口座振替には月々の保険料を1か月早めて納付する「早割」があり、月額60円割引されます

※納付書で2年前納を希望する場合はお問い合わせください。納付期限は4月30日(木)です

令和8年度 国民年金保険料 納付額早見表

Table showing payment amounts for 1, 6, 12, and 24 months for different payment methods.

※前納で割引を受けるためには、期限まで(1・2年分/2月末 6か月分/2月末、8月末)に申し込みが必要です

危険!ため池や水路で遊ばないで

ため池は堤防の勾配が急で、水深が深いところもあり、転落すると危険です。通学路付近のため池や水路で転落事故などに遭わないよう、家庭・地域・水利関係者が一体となって気を付けましょう。危険啓発看板の交付も行っていますので、ご活用ください。

問合せ 農林整備課 ☎(082) 420-0406

農業用ため池の所有者・管理者は届け出が必要です

全ての農業用ため池の「所有者または管理者」は、ため池の名称、所在地などの届け出が法令で義務付けられています。

農業用ため池を管理している人で、「所有者または管理者」を届け出していない人は、至急提出をお願いします。変更があった場合は、変更届を提出してください。

問合せ 農林整備課 ☎(082) 420-0406

移動献血車が来ます

【ゆめマート西条】 日時 4月5日(日) 10:00~12:30、13:45~16:00

【ゆめタウン学園店】 日時 4月11日(土) 10:00~12:30、13:45~16:00

※400ml献血のみ実施します 主な献血基準/体重50kg以上 年齢(男性)17~69歳 (女性)18~69歳

※65~69歳の人は60~64歳の間に献血の経験がある人

申込 ウェブ(予約なしでの献血も可能)

問合せ 医療保健課 ☎(082) 420-0936



中国銀行も市の収納代理 金融機関になります

4月6日(月)から、市税などの納付が中国銀行でもできるようになります。取り扱いできるものなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎(082)420-0962



戸籍の氏名のフリガナの 確認はお済みですか

令和7年7月に東広島市が本籍の人へ戸籍の氏名のフリガナ通知を発送しました。通知された氏名のフリガナが誤っていた場合は、5月25日(月)までに届け出が必要です。通知を無くした場合は、マイナポータルより戸籍の氏名のフリガナが確認できます。

☎(082)420-0915



動物の遺棄・虐待は犯罪です！

愛護動物の虐待や遺棄は、法律で罰せられます。

飼い始める前に、きちんと飼えるか十分検討し、飼い始めたら責任を持って終生飼養しましょう。また、動物に無責任な餌やりをするのはやめましょう。毒餌をまくことも動物を無差別に殺すことになるのでしないでください。

☎(082)422-1048

4月6～15日は 春の全国交通安全運動

運動重点

- ①通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

☎(082)420-0400

市税の納期限内納付にご協力ください

☎(082)420-0912

口座振替の場合、納期限日に引き落とします。

納付書で納付の場合、全期前納の納付書と期別の納付書を二重に使うことがないようにご注意ください。

納期限	市県民税・ 森林環境税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税
4月30日(木)		1期・全期		
6月1日(月)			定期	
6月30日(火)	1期・全期			
7月31日(金)		2期		1期・全期
8月31日(月)	2期			2期
9月30日(水)				3期
11月2日(月)	3期			4期
11月30日(月)				5期
12月25日(金)		3期		6期
令和9年 2月1日(月)	4期			7期
令和9年 3月1日(月)		4期		8期

福祉

4月から障がい者訪問入浴 サービスの利用料が変わります

1回当たりの利用料は次のとおりです。

3月31日(火)まで/1,250円

4月1日(水)から/1,290円

※非課税世帯は自己負担なし

対象

- ①市内に住所を有する在宅の重度身体障がい者
- ②この事業を利用しなければ入浴が困難である人
- ③介護保険の対象とならない人

☎(082)420-0180

FAX(082)420-0181



戦没者などの遺族に対する 特別弔慰金

戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、ご遺族に弔意を表すために支給される特別弔慰金の請求を受け付けます。

1人27.5万円、5年償還の記名国債が発行されます(令和7年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受給する人がいる場合を除く)。

対象 遺族(3親等内の親族で戦没者などの死亡まで引き続いて1年以上生計関係を有していた人に限る)

申込 地域共生推進課および各支所

締切 令和10年3月31日

☎(082)420-0932



令和8年度高齢者带状疱疹と高齢者肺炎球菌の予防接種の費用助成

☎(082)420-0936

令和8年度高齢者带状疱疹予防接種	
内容	発病または重症化予防を目的に定期接種を実施しています。対象者には通知書を郵送します。
対象者	次のいずれかに該当する人 ①年度内に65歳を迎える市民 ②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人 ③年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える市民 ※令和7～11年度までの経過措置
対象期間	4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
用いるワクチン	生ワクチン、組換えワクチン ※どちらかを選択して接種します
自己負担額	生ワクチン : 2,600円/回×1回接種 組換えワクチン : 7,000円/回×2回接種 (接種間隔2か月必要)
無料になる人	対象者のうち、市県民税非課税世帯の人や生活保護受給者などは、無料で接種できます。市県民税非課税世帯の場合は、事前に申請が必要です。窓口またはウェブ、郵便のいずれかで申請してください。
接種方法	原則、医療機関へ予約が必要です。 ※接種の際は、市からの通知書と年齢や住所が確認できるマイナンバーカードなどを持参してください ※市外で接種する場合は事前に申請が必要です

高齢者肺炎球菌予防接種	
内容	4月1日から使用するワクチンを変更します。変更後のワクチンは、従来のワクチンよりも予防効果が高く、効果も長い傾向にあります。対象者には通知書を郵送します。
対象者	接種日時時点で、65歳の市民
対象期間	65歳の間(66歳の誕生日の前日まで)
用いるワクチン	沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン ※商品名：プレベナー20
自己負担額	4,000円 ※市県民税非課税世帯の人などは無料ですが、事前に市へ申請が必要です

手話ってなあに？いろいろな コミュニケーション

市は「手話言語の認識の普及」と「障がい者のコミュニケーション手段の確保」に関する条例を制定しています。条例について分かりやすく説明したパンフレットを、障がい福祉課で配布しています。

☎(082)420-0180 FAX(082)420-0181

4月2日は世界自閉症啓発デー・ 4月2～8日は発達障害啓発週間

【ライトアップ】

日時 4月2日(木)～8日(水)

場所 市立美術館、芸術文化ホールくらら

【展示】

日時 4月中 場所 中央図書館

☎(082)493-6073

FAX(082)424-3841



SMILE しょうしゃ 障がい者 スマイルボード

ピア・カウンセリング

〈ピア〉とは仲間という意味。現在、内部・肢体・精神に障がいのあるピア・カウンセラーがいます。

ピア・サロン

障がいのある仲間やピア・カウンセラーとゲームをしたり、近況報告・情報交換や悩みを話したりします。

日時 4月18日(土) 14:00～16:00 (参加費100円)

場所 市民文化センター

対象 市内在住で18歳以上の障がいのある人

☎(082)493-6073 FAX(082)424-3841

メール hgh936071@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

ピア相談 ※要予約

相談者と同じ視点で
ピア相談に応じます。

相談方法

自宅への訪問、来所
電話・ファクス・メールでの相談も
できます。

